

平成 26 年 5 月

「日本災害看護学会誌」全巻全号電子化に伴う
著作権譲渡に関する告知（お願い）

日本災害看護学会会員ならびに著者各位

日本災害看護学会理事長 南裕子

日本災害看護学会（以下「本会」という）は 1998 年の設立以来、学会誌「日本災害看護学会誌」（以下「本誌」という）を刊行して参りました。これまで本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員並びに著者各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

この度、本会は創刊号以降の全巻全号の誌面を電子データ化し、インターネットウェブサイト上で配信することとなりました。これにあたっては、電子化された論文はすべて **Medical Finder**（医学書院）のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。

本誌の電子化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（編集出版権、複写権、版權を含む）の許諾又は譲渡を必要とします。そこで、これまでは論文などの著作権が著者に帰属することと定めておりましたが、このたび投稿規定を「著作権は本学会に帰属する」と改正いたしました。さらに電子データ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作についても著作権を本会に帰属していただく事と致したい所存です。本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不明の点がある場合は、2014 年 8 月 31 日までに下記の連絡先に文書でお申し出ください。本会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。お申し出のない場合には、ご了承いただけたものとし、電子データとして配信する時期が参りました段階で、論文を掲載させていただきたいと存じます。なお、電子データ配信後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させていただきます。

尚、本告知は学会ホームページ、直近のニューズレターに掲載し、本年 8 月の会員総会においてもご案内いたします。

会員および著者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本災害看護学会編集委員会

【連絡先】日本災害看護学会編集委員会事務局

（札幌市立大学看護学部内）

〒060-0011 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目

太田晴美

* 9 月以降の連絡先につきましてはホームページでお知らせいたします。